



美郷町

「町民のだれもが住んでよかった、
住みつづけたいと思えるまち」

美郷がいちばん、美郷がすきです



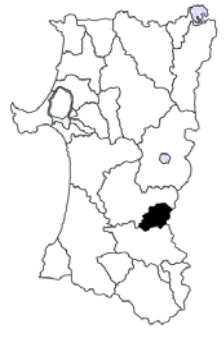
合併期日	平成16年11月1日	合併の方式	新設
合併関係市町村	六郷町、千畑町、仙南村		

所在地	仙北郡美郷町六郷字上町21番地
電話	0187-84-1111
FAX	0187-84-1117
ホームページ	http://www.town.misato.akita.jp/
Eメール	soumu@town.misato.akita.jp

面積	167.80	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	39.06	km ²	六郷町
	87.58	km ²	千畑町
	41.16	km ²	仙南村

人口	24,207	人	(H12国勢調査)
内訳	7,286	人	六郷町
	8,540	人	千畑町
	8,381	人	仙南村

世帯数	6,297	世帯	(H12国勢調査)
内訳	2,151	世帯	六郷町
	2,118	世帯	千畑町
	2,028	世帯	仙南村

<p>位置・地勢</p>	<p>秋田県の南部、仙北平野南東部に位置し、東側は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、北西側は大仙市にそれぞれ接している。総面積は167.80 km²で東西に14km、南北20kmの広がりをもっている。西側には仙北平野が広がり、標高40mから50mの発達した扇状地であって、肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれている。</p> <p>気候は比較的温暖で、夏は高温多湿、冬は降雪が続き寒暖の差が大きいという特徴を持っており、四季折々を彩る豊かな自然がここに住む人、訪れる人に様々な表情を見せてくれる。冬期間の積雪は平均で平野部が150cm前後、山間部では200cmにも達する。</p>	
--------------	---	---

<p>産業・観光</p>	<p>基幹産業は稲作を中心とした農業であり、県内有数の穀倉地帯であるほか、野菜や果樹、花卉、畜産との複合経営も進められている。町内には、全国名水百選に選ばれた「六郷湧水群」や新日本街路樹百景の一つ「松杉並木」のほか、1.5haの敷地に2万株のラベンダーが咲き誇る「千畑ラベンダー園」など、数多くの自然と観光資源がある。また、明治30年に建築された酒蔵を改修した「名水市場 湧太郎」、道の駅「雁の里せんなん」などの新しい施設が誕生し、多くの観光客が訪れるようになった。</p>
--------------	---



六郷湧水群



松杉並木

組織 (合併後初代)	町長	助役	収入役	議長	副議長
	松田 知己	佐々木 敬治	坂本 昇一	後松 一成	伊藤 光明
	H16.11.28～	H17.4.1～	H17.4.1～	H16.11.10～ H17.9.30	H16.11.10～ H17.9.30



町の木「赤松」



町の花「ラベンダー」



町の鳥「雁」



町の魚「ハリザッコ」

行政施策

美郷町では、合併協議会で協議された新町建設計画を継承するかたちで、合併後のまちづくりを総合かつ計画的に進めるため、平成17年9月に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三編で構成される美郷町総合計画を策定した。

基本構想では、美郷町の将来像を「町民だれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」と定め、若者からお年寄りまでの町民だれもが「ゆとりやうるおい」を享受でき、活力にあふれ、元気を創造できる町にするため、町民だれもが美郷町に住んでよかった、これからも美郷町にずっと住みつづけたいと思えるまちづくりを進めることとしている。

この将来像を実現していくためには、町民ニーズを的確に把握し、地域や年代を超え相互に理解しあいながら、費用対効果を十分に見極めたうえで事業を実施していくことが必要であるとともに、行政が何をやるかということだけではなく、町民一人ひとりが美郷町の一員として何ができるかを考えていかなければならない。そのため、町では、行政も町民も町づくりの主人公として「美郷がいちばん、美郷が好きです」という自覚をもって、まちづくりを進めていくこととしている。また、将来像を実現するための基本理念として「共助・共生・創意・安定」を掲げ、それぞれの分野において目標を定め、町民と行政が一体となったまちづくりを目指している。

また、それぞれの分野で将来像の実現に向けて取り組むための方針として、「快適なまち」、「自然にやさしいまち」、「健やかなまち」、「心豊かなまち」、「人がふれあうまち」、「活力あるまち」、「安全で安心できるまち」、「町民主体のまち」の「8つの基本目標」を掲げ、まちづくりを推進する。

【千畑庁舎】

- 税務課
- 住民生活課
- 福祉保健課
- 総合サービス課

- 議会—事務局
- 教育委員会
- 教育長—
 - 学務課
 - 社会教育課
 - 幼児教育課
- 監査委員—事務局

【六郷庁舎】

町長

助役

- 町長公室
- 総務課
- 企画課
- 商工観光課
- 総合サービス課

- 選挙管理委員会—事務局

【仙南庁舎】

- 国体室
- 農政課
- 建設課
- 総合サービス課

- 農業委員会—事務局

収入役

- 出納室

1 合併関係市町村の沿革

千畑町:昭和 30(1955)年 3 月に千屋村と畑屋村の 2 村が合併した千畑村として誕生し、翌年に旧畑屋村の一部(鑓田地域)が六郷町に編入(境界変更)され、昭和 61(1986)年 3 月に町制を施行した。

六郷町:明治 22(1889)年に町村制が施行された 2 年後、明治 24(1891)年 7 月に町制を施行し、その後、昭和 31(1956)年 3 月に当時の町村合併促進法のもとで千畑村の鑓田地域を編入(境界変更)した。

仙南村:昭和 31(1956)年 9 月に町村合併促進法のもとで飯詰村と金沢西根村が合併して誕生し、その後、昭和 33(1958)年 4 月に横手市金沢地区の一部を編入(境界変更)した。

平成 16(2004)年 11 月 1 日、上記 2 町 1 村が新設合併し、「美郷町」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

3 町村は、古くから産業・行政・交流などの面で密接なつながりがあり、特に、行政面では各役場間を車で移動する際には十数分程度しかかからないという環境の中で、これまでも行政事務・事業の広域的共同処理が図られていた。

昭和 40 年代前半から 3 町村議会が地方自治の在り方や課題解消などの情報交換の場として「仙北南部三カ町村議員協議会」を組織し、活発な意見交換などが行われてきた。



大久保、谷地中地区

3 合併に向けた動き

各町村議会では市町村合併への対応について、平成14年2月頃から仙北南部三カ町村議員協議会を通じて、継続的に意見交換を行った。その結果、住民ニーズの多様化、地方分権の進展、少子高齢化の進行や厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに対応する質の高い行政組織の構築や最小の経費でより充実した行政サービスを行うことが重要であり、行政組織のスリム化や事務事業の効率化を図りながら、合併によるスケールメリットを活かし、一体感を醸成できるまちづくりを進める必要があるという意見が多く出された。

これを受けて、具体的な合併への取り組みとなる事務レベルの協議を平成14年10月8日に「仙北東部合併研究会」を設置し開始した。同年11月6日には任意協議会の「仙北東部合併推進協議会」を立ち上げ、合併協議における基本方針を確認し、さらに平成15年2月19日には地方自治法に基づく合併協議会の設置議案を関係3町村の議会でそれぞれ議決し、同年2月28日に法定協議会である「千畑町・六郷町・仙南村合併協議会」を設置し、本格的な合併協議を開始した。

合併協議会では、3町村の現行制度に大きな差異がないことや次回協議案件を事前に説明し、内容について十分な検討時間をおいたことにより、大きな混乱もなくスムーズに協議が進行した。

平成14年	9月24日	町村長、正副議長が合併研究会設立について協議
	9月30日	3町村で合併協議に向けた取組を開始することを表明
	10月8日	第1回仙北東部合併研究会
	10月25日	第2回仙北東部合併研究会
	11月6日	県知事から合併重点支援地域指定書の交付 第1回仙北東部合併推進協議会 (以降、全5回の任意協議会を開催)
平成15年	2月28日	第1回千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (以降、全17回の協議会を開催)
平成16年	2月20日	千畑町・六郷町・仙南村合併協定調印式
	2月23日	各町村臨時議会において合併関連議案可決
	2月24日	県知事へ廃置分合を申請
	3月9日	県議会で廃置分合議案可決
	3月10日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	3月25日	総務大臣の告示
	11月1日	美郷町誕生

4 合併協議の概要

平成 15 年	2 月 28 日	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会を設置 (第 1 回合併協議会) 会長 六郷町長 坂本茂弘 副会長 千畑町長 藤嶋長右工門 仙南村長 松田知己 委員 19 名 (会長、副会長含めず)
	3 月 27 日	第 2 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の方式
	4 月 17 日	第 3 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の期日 ・ 新町名称の決定方法
	5 月 15 日	第 4 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 事務所の位置の決定方針 ・ 財産及び債務の取扱い ・ 電算システム事業 ・ 将来構想 (素案)
	6 月 19 日	第 5 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 地方税の取扱い ・ 一般職員の身分の取扱い ・ 特別職の身分の取扱い ・ 条例規則等の取扱い ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 一部事務組合等の取扱い ・ 使用料手数料 (その 1) の取扱い ・ 新町将来構想
	7 月 17 日	第 6 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 公共的団体等の取扱い ・ 補助金交付金等の取扱い ・ 慣行の取扱い ・ 新町事務所の位置 ・ 使用料手数料 (その 2) の取扱い ・ 新町建設計画の構成

平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の取扱い ・ 新町名称選定方法等 ・ 広報広聴 ・ 友好都市地域間交流事業 ・ 納税関係 ・ 交通関係事業 ・ 消防防災事業 ・ 保健衛生事業
	9 月 18 日	<p>第 8 回合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業の取扱い ・ 水道関係事業の取扱い ・ 新町建設計画（素案） ・ 商工観光関係事業 ・ 生活環境事業 ・ 農林関係事業 ・ 都市計画関係事業 ・ 建設関係事業 ・ 学校通学区域 ・ 学校教育事業 ・ 社会教育事業 ・ 新町名称の選定
	10 月 16 日	<p>第 9 回合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区の取扱い ・ 諮問機関取扱い ・ 地域振興事業 ・ 新町建設計画（素案） ・ 新町名称
	11 月 25 日	<p>第 10 回合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産区の取扱い ・ 障害者福祉事業 ・ 高齢者福祉事業 ・ 児童福祉事業 ・ その他の福祉事業 ・ その他の事業 ・ 新町建設計画（案）

平成 15 年	12 月 18 日	第 11 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会議員の定数及び任期 ・ 農業委員会委員の定数及び任期 ・ 字名の取扱い ・ 新町建設計画 ・ 合併の期日
平成 16 年	1 月 22 日	第 12 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定書（案）
	3 月 17 日	第 13 回合併協議会にて次の項目を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町村の廃置分合に関する決定 ・ 町章の募集
	5 月 20 日	第 14 回合併協議会にて次の項目を協議・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新町特別職報酬等審議会設置
	7 月 22 日	第 15 回合併協議会にて次の項目を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新町特別職報酬等審議会委員 ・ 住所表示 ・ 消防団組織 ・ 交通指導隊組織 ・ 防犯指導隊組織
	9 月 16 日	第 16 回合併協議会にて次の項目を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町章デザインマニュアル ・ 特別職報酬等 ・ 指定金融機関 ・ 合併協議会の解散
	10 月 15 日	第 17 回合併協議会にて次の項目を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協議会決算見込み ・ 町長職務執行者の選任

① 合併の方式

任意協議会時に合併協議に関する基本方針の中での合意事項として、「新設合併（対等合併）」で合意されていた。

法定協議会移行後の第 2 回合併協議会で協議したが、特に異論はなく、全会一致で確認した。

② 合併の期日

第3回合併協議会で合併の期日を平成16年11月1日を目標とすることで協議がかさねられ、全協議項目が終了した時点の第11回合併協議会で、合併の期日を「平成16年11月1日」と確認した。

平成16年11月1日とした主な理由としては次のとおりである。

- ・国の示すモデルケースからすると法定協議会設置の20ヵ月後が平成16年11月1日になる。
- ・平成16年度中に新町としての平成17年度当初予算を編成できることにより、新町としての本格的なスタートがスムーズにできる。
- ・税の賦課基準日は1月1日であり、大きな混乱を回避できる。
- ・平成16年11月1日は月曜日であり、電算システムの切り替えに最も適している。
- ・合併準備のための期間が適当。

③ 新町の名称の取扱い

新町の名称を検討するに際しては、広く公募を行い選考した。

名称の決定にあたっては、応募数の多寡によらず、新町にふさわしい名称とするとの方針のもとに、応募数を公表せずに合併協議会で選定した。

はじめに第8回合併協議会において、合併協議会委員が応募のあった名称の中から各自3点以内を投票で選ぶ第1次選考を行い、31の名称を選定し、さらに、その中から現町村名を除いて再度投票を行い、上位となった「美郷町」、「奥羽町」の2つに、現町村名である「千畑町」、「六郷町」、「仙南町」の3つを加えた5つを第2次選考結果とした。

その後、第9回合併協議会において、前回選定した5つの名称について各委員の意向を確認した結果、奥羽山脈の麓にあって、自然に恵まれ、暮らす人の心もさらに美しい故郷を目指したいという願いを込めることのできる「美郷町」がふさわしいとして、話し合いにより全会一致で「美郷町（みさとちょう）」に決定した。

④ 新町事務所の位置の取扱い

第6回合併協議会において、現況では、職員の事務スペースを確保できる庁舎はなく、当分の間、分庁舎方式を採用することとした。また、地方自治法第4条第2項において、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされていることや、3町村の中間に六郷町が位置することから、「美郷町六郷字上町21番地（旧六郷町役場）」を事務所の位置とすることを確認した。

⑤ 財産の取扱い

第4回合併協議会において、委員からの異論はなく、「3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新町に引き継ぐものとする。」とすることを確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

第10回及び第11回合併協議会において協議され、議員の任期については、「合併後、すぐに選挙を行ってもいいのではないか。」「特例期間は必要と考えるが、もう少し短くてもいいのではないか。」「新町の予算議会を経て執行状況を確認するうえでも提案された程度の期間は必要。」「新町での議員活動を見極めるためにも一定の期間は必要ではないか。」などの意見も出されたが、11ヶ月間の在任特例を望む意見が大勢を占めたことから、当初提案のとおり、「平成17年9月30日までの11ヶ月間の在任特例を適用する。」とすることを確認した。

一方、定数に関しては、「民意を反映させるという意味でも24人程度は必要ではないか。」「提案の24人では住民の理解は得られない。」「財政面を考慮し、もう少し定数を落とすべきではないか。」といった意見があり、24人とする意見と20人とする意見に分かれ、最終的には両者の主張を取り入れた22人とする事で合意され、当初提案を修正し、「22人」で確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

第11回合併協議会において、委員からは特に異論もなく、「新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とし、農業委員会の選挙による委員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員として在任する。」とすることを確認した。

⑧ 地方税の取扱い

第5回合併協議会において、次のとおり確認した。

「(1) 3町村で差異のない税制については、現行のとおりとする。

(2) 3町村で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。

①個人町民税の普通徴収に係る納期については、六郷町の例による。

②固定資産税の納期については、六郷町、仙南村の例による。

③軽自動車税の納期については、千畑町、仙南村の例による。

④入湯税については、入湯税条例第3条第2号の「公衆浴場」の定義を満たしている施設については課税免除とする。」

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

第5回合併協議会において、次のとおり確認した。

「(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、合併後に給料の格差の調整を行う。」

⑩ 新町建設計画

新町建設計画については、その基本となる新町将来構想を作成し、千畑町・六郷町・仙南村合併協議会新町将来構想・建設計画審議会に諮問を行った。その後、アンケート（平成15年7月）を実施し、建設計画の素案を作成した。作成の各段階で住民説明会及び各町村議会への説明を行った。合併協議会へは、第4回、第5回、第6回、第8回、第9回及び第10回と計6回の協議を経て、確認した。その後、秋田県との協議を行い、平成15年12月8日に秋田県知事より異存のない旨の回答を受けた。なお、審議会は平成15年3月から同年11月までの間に7回開催した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、第5回合併協議会で次のとおり確認した。

「(1) 特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。

法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては、新町において設置する。

(2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び同規模の団体の報酬額を参考として合併時まで調整する。」

⑫ 条例・規則の取扱い

第5回合併協議会で確認し、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとした。

「(1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるものの。

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。

(3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。」

⑬ 機構及び組織の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、第 5 回合併協議会で確認し、委員からは特に異論はなく、次のとおりとした。なお、新町の組織機構については合併準備の段階で改めてその概要を報告することとした。

「(1) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮する。

(2) 新町の組織・機構の整備方針については、次のとおりとする。

①住民が利用しやすく、住民の声を反映することができる組織・機構

②指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

③新町建設計画が円滑に遂行できる組織・機構

④行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構」

⑭ 使用料・手数料の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、委員からの異論はなく、第 5 回、第 6 回合併協議会で次のとおり確認した。

「(1) 手数料については、合併時に統一する。

(2) 道路占有料については、合併時に仙南村の例により調整する。

(3) 公営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとする。

(4) 各種施設の使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似施設については合併時までに調整する。

(5) 保育園の保育料については、平成 17 年度から統一する。

(6) 幼稚園の授業料等については、平成 17 年度から統一する。」

⑮ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、第 5 回合併協議会で委員の異論はなく、次のとおり確認した。

「(1) 一部事務組合については、3 町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し新町において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 事務の委託については、3 町村は合併の日の前日をもって委託を廃し、新町において合併の日に新たに事務を委託する。」

⑯ 町字名の取扱い

字名の取扱いについては、第 11 回合併協議会で協議され、事前に各行政協力員等を通じて、意向の集約に努めたことから、各委員からの異論はなく、現行を基本とし調整を図ることを確認した。

⑰ 補助金・交付金の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、第 6 回合併協議会で委員からの異論はなく、次のとおり確認した。

- 「(1) 2 町村以上で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、団体統合の推移及び事業の効率化等を考慮し調整を図る。
- (2) 特定の町村のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、活動内容等を踏まえ新町において調整を図る。
- (3) 2 町村以上で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度の統一化・効率化に向けて調整を図る。
- (4) 特定の町村のみで実施している事業に対する補助金等は、活動内容等を踏まえ、新町に移行後取扱いについて調整を図る。」



合併協議会

5 合併協定書の調印

千畑町・六郷町・仙南村合併協定調印式が、平成16年2月20日午前10時より、仙南村公民館において行われ、県知事をはじめとするご来賓、3町村長、合併協議会委員、建設計画審議会委員、各町村議会議員、役場職員ら約150人が参列するなか行われた。

始めに、幹事長である仙南村助役が、これまでの協議事項等の経過報告のあと、千畑町長、六郷町長、仙南村長が合併協定書に署名・押印し、次に特別立会人である県知事より署名され、その後、立会人である合併協議会委員が署名し、県知事が確認のうえ3町村長に合併協定書が手渡され、県知事、3町村長が固い握手を交わした。

続いて主催者である3町村長が「よりよいまちづくりを目指したい。」などと挨拶。また来賓である県知事、県町村会会長（増田町長）より「輝かしく美郷町が誕生することを祈念する。」と祝辞をいただき閉式した。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定調印を受けて、3 町村議会が平成 16 年 2 月 23 日に招集され、次の合併関係議案が可決された。

- ・ 町村の廃置分合について
- ・ 町村の廃置分合に伴う財産処分について
- ・ 町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について
- ・ 町村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・ 町村の廃置分合に伴う議会の議員の定数について

同日、3 町村長により、財産処分、議会の議員の在任の特例、農業委員会の委員の任期の特例、議会の議員の定数について協議が行われた。

② 廃置分合申請

平成 16 年 2 月 24 日、3 町村長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 16 年秋田県議会 2 月定例会に廃置分合議案「議案第 107 号 町村の廃置分合について」を提案、同議案は平成 16 年 3 月 9 日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 16 年 3 月 10 日付けで町村の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 16 年 3 月 25 日付け総務省告示第 231 号により告示した。

7 新町移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 町村では、新町への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 町長職務執行者の決定

美郷町誕生に伴う、職務執行者の選任については、平成 16 年 10 月 8 日に仙南村役場において 3 町村長協議のうえ、美郷町長職務執行者に藤嶋長右エ門（千畑町長）を選任し、第 17 回合併協議会へ報告した。

② 新町章の決定

新町の町章については、広く一般公募し、全国から 684 作品が寄せられた。はじめに、この中から、委員が各自 3 点以内を選考した。1 次選考での結果を受けて、専門機関で商標登録との関係やデザインで優れているもの 10 点を選考した。第 15 回合併協議会において、さらに委員の投票により、5 点に絞られ、さらに投票により採用作品となる 1 作品を選考した。

その後、町旗、徽章、封筒、名刺などのデザインをまとめた「デザインマニュアル」を作成した。

③ 電算システムの統一

電算システムの統合に当たっては、第 4 回合併協議会において確認した「住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統合を図り、合併時に稼動できるように調整する。」に基づいて、統合計画を策定し、作業が進められた。

平成 16 年 1 月 22 日には、電算システムの統合に先駆けて実施された仙北東部地区地域イントラネット整備事業が完了し、3 町村内の 36 箇所の公共施設等が光ファイバーで接続された。

住民サービスに直結するメインシステムの住民基本台帳、税、戸籍をはじめ、約 60 あまりの電算システムについて整備を行った。

これら、電算システムの統合に要する経費（地域イントラネット整備事業を除く）については、県の合併交付金と合併推進債と各町村の負担とした。

④ 例規の整備

例規の整備については、第 6 回合併協議会での確認を受け、その後整備を行い、新町発足時に町長職務執行者により条例 155 件等が専決処分、暫定施行条例 66 件、暫定施行要綱・規程 12 件が告示された。

⑤ 閉町村式・閉庁式

千畑町の閉町式は、平成 16 年 10 月 22 日に千畑町役場で議員、各種団体の代表者など 180 人が出席し、記念講演や町民歌を斉唱した。

六郷町の閉町式は、平成 16 年 10 月 22 日に町民体育館で行われ、議員、各種団体の代表者など 400 人が出席し、町民憲章の朗読、功労者の表彰、感謝状の贈呈、町政 113 年間の歩みをスライドで紹介した。最後に町民歌を斉唱し、町旗を降納した。

仙南村の閉村式は、平成 16 年 10 月 24 日に村総合体育館で村関係者や村民など 1,200 人が出席し、村政 48 年間のスライドが紹介されたほか、エッセーの紹介、村民歌の斉唱ののち、村旗が降納された。

また、各町村の閉庁式は、平成 16 年 10 月 29 日の午後から、関係職員のみで簡素に行われた。



閉村式

8 新町誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

平成 16 年 11 月 1 日に美郷町が誕生した。午前 7 時から町長職務執行者から管理職級への辞令交付が、午前 7 時 50 分からは各庁舎で開庁式が行われた。このうち、六郷庁舎では、約 150 名あまりが参列するなか、銘版の除幕、国旗、町旗の掲揚、その後、町長職務執行者、議会代表者があいさつ、仙北地域振興局長が祝辞を述べ、最後にテープカットをおこない、開庁式を終えた。

その後、前町村長、前助役、前収入役から町長職務執行者への事務引継ぎ、指定金融機関指定書交付、暫定選挙管理委員会、暫定教育委員会、暫定固定資産評価委員会、消防団長等の辞令交付式、管理職会議、職員への訓示など慌しい一日となった。

また、この日、婚姻届の手続きのために来庁された方には窓口利用者第 1 号として、町長職務執行者から花束が贈られた。

【タイムスケジュール】

- 6 : 50 事務決裁（辞令）
- 7 : 00 辞令交付式（管理職）
- 7 : 50 開庁式
- 8 : 30 事務引継ぎ（旧三役）
- 9 : 00 指定金融機関指定書交付
- 9 : 30 選挙管理委員会
- 10 : 30 教育委員会
- 11 : 30 固定資産評価委員会
- 13 : 00 辞令交付式（各団体）
- 13 : 45 共同記者会見
- 14 : 30 庁内会議（管理職会議）
- 15 : 30 町長職務執行者訓示（仙南庁舎）
- 16 : 15 町長職務執行者訓示（千畑庁舎）
- 16 : 45 町長職務執行者訓示（六郷庁舎）
- 17 : 00 事務決裁

② 合併記念式典

美郷町合併記念式典は平成 17 年 2 月 13 日、町総合体育館アスパルで開かれ、来賓をはじめ旧 3 町村の首長や議会議長、元合併協議会委員、一般町民など約 1,000 人が出席して美郷町の誕生を祝った。

式典では、美郷町誕生に尽力した功労者の表彰が行われたほか、町の木・花・鳥・魚がお披露目された。

オープニングでは、町内の中学生 12 人が、国旗と町旗を手に入場し、ステージ正面に掲揚。その後、六郷中学校吹奏楽部の演奏と町内 3 地区のコーラスグループ約 70 人のコーラスに合わせて国歌を斉唱し、厳粛な雰囲気の中での幕開けとなった。

町長は「美郷町は人口規模約 2 万 4 千人、合併市町村としては小規模かも知れないが、住民の観点では、違和感なく心を通い合える範囲の合併でもあると認識している。そのためにも、私たちはこれまで培ってきた旧町村それぞれの歴史、伝統、文化を尊重しながら各地域の持つ資源や魅力を共有し合っていかなければならない。そして、今ここにあるさまざまな課題に果敢に立ち向かい、解決していくとともに、今後生じてくるさまざまな問題に対して勇気をもって乗り越えていくことで、合併時に策定した新町建設計画の基本理念「協調し、高めあうまち 個性を生かし、あたらしさと深さを求めるまち 自然とのつながりを大切にし、創造性あふれるまち」の実現に向けた努力をともに誓い合いたい。」と式辞を述べた。

町議会議長は「わが美郷町の誕生の陰には、法定合併協議会会長を筆頭にさまざまな人たち、そして多くの町民の皆さんのご理解があつてこそ始めて誕生までこぎつけられたということを忘れてはならない。奥羽の山すそのに広がる旧 3 町村がまとまり合併し、これからしっかりと大地に根をおろし、町民等しく美郷町という新しい町に強い愛着を持ち、一步一步また一步一步と進んでいきたい。」とあいさつし、ともに美郷町の発展を誓った。

その後、合併の実現に献身的に尽力したとして旧 3 町村の首長と議会議長 6 人が総務大臣表彰を受けるとともに、元合併協議会委員や元新町将来構想建設計画審議会委員、元特別職報酬等審議会委員合わせて 54 人に、美郷町長から感謝状が贈られた。

来賓として出席した県知事は「美郷町は今年の 11 月、秋田県のトップを切って合併を成就させ、他の市町村合併のモデルケースになった。合併するということは、大きくなって行政体質を強くし、行政コストも落とそうということだけではなく、合併してどういう夢を描けるかということ。この合併が、新たな幸せの新たなスタートであることを祈願する。」と祝辞を述べた。

今回の合併記念式典には、町内の中学校 2 年生全員が出席するとともに、小中学生がさまざまな形で参加した。

式典では、美郷町に期待することと題して、町内の中学校 2 年生 3 人が発表するとともに、各小学校の代表 7 人が、10 年後の自分たちへのメッセージを込めた作文やビデオテープ、図画などをタイムカプセルに入れるなど、将来への夢や希望を託した。なお、このタ

イムカプセルは町学友館に保管され、美郷町が誕生 10 周年を迎えたときに開封される予定になっている。

また、当日出席できなかった町内の小中学校や六郷高校の生徒からは、新町誕生を祝うビデオメッセージが寄せられ、放映された。

式典の最後には、台湾の花蓮縣(かれんけん)瑞穂(みずほ)郷(ごう)との友好交流に関する協定書への調印が行われた。

今回の式典には、美郷町にゆかりのある人から新町誕生を祝うビデオメッセージが寄せられ、式典開始前と終了後に会場内に設置された大型スクリーンで放映された。

ビデオメッセージに登場したのは、マジシャンのブラボー中谷さん(旧千畑町出身)、プロ競輪選手の加藤忍さん(旧六郷町出身)、力士の華王錦さん(旧仙南村出身)の3人。

式典終了後には合併記念講演会が開かれ、秋田県琴丘町出身で読売新聞編集委員の橋本五郎さんが「これでいいのか日本の政治」と題して講演。約 90 分間にわたる熱弁に、出席者は熱心に聞き入っていた。



合併記念式典

③ 新町初議会

美郷町の初議会は、美郷町長職務執行者により、平成16年11月10日午前10時より、美郷町役場千畑庁舎において第1回美郷町議会臨時会（議員48名）が招集された。平成16年10月20日に3町村議員説明会を開催し、臨時議会、上程議案、議会運営等について協議されていたためスムーズに行われた。

臨時議長には最年長者の煙山多三郎議員を選出し、正副議長及び各常任委員会（3委員会）、議会運営委員会の正副委員長を選出した。この他、一部事務組合議員選挙及び農業委員会の議会選出委員の推薦を行った。

主な上程議案（報告）は次のとおり。

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 専決処分報告
美郷町役場の位置を定める条例のほか153件の条例制定など
- ・ 平成16年度美郷町暫定予算

④ 町長選挙

美郷町長選挙は、平成16年11月23日告示され、2氏が立候補した。平成16年11月28日に投票が行われ、10,152票を獲得し新町長に松田知己が当選した。次点との差は3,497票、有権者数16,910人、投票率86.74%であった。

⑤ 新町長による議会の招集

新町長は、平成16年12月14日、第2回美郷町議会定例会を招集し、平成16年度予算案等、以下の議案が上程された。

- ・ 平成16年度当初予算案（一般会計ほか4件）
- ・ 監査委員の選任について
- ・ 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・ 教育委員会委員の選任について
- ・ 選挙管理委員会委員の選任について

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例期間満了に伴う合併後初町議会議員一般選挙が平成17年9月13日に告示され、定数22に対して31人が立候補した。

平成17年9月18日に投票が行われ22人の議員が決定した。次点との差は0.433票であり、小差で当落が分かれる結果となった。当日の有権者数は19,393人であり、投票率86.83%であった。

⑦ 決算審査の状況

旧町村の平成16年度の決算については、平成17年2月28日開会の平成17年第3回美郷町議会定例会に提出し、同年2月28日から3月1日の2日間で本会議において審査のうえ、認定された。

合併協定書

1 合併の方式

千畑町、六郷町、仙南村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年11月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、美郷町（みさとちょう）とする。

4 新町の事務所の位置

新町の事務所的位置については、次のとおりとする。

- (1) 新町の事務所の位置は、当分の間、六郷町六郷字上町21番地とする。
- (2) 現在の千畑町役場を千畑庁舎、現在の六郷町役場を六郷庁舎、現在の仙南村役場を仙南庁舎と呼称する。

5 財産の取扱い

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新町に引き継ぐものとする。
- (2) 財産区の取扱いについては、千畑町において合併時までに調整を図る。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新町の議会の議員の定数は22人とする。
- (2) 議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の委員として在任する。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町村で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- (2) 3町村で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。
 - ① 個人町民税の普通徴収に係る納期については、六郷町の例による。
 - ② 固定資産税の納期については、六郷町、仙南村の例による。
 - ③ 軽自動車税の納期については、千畑町、仙南村の例による。
 - ④ 入湯税については、一般公衆浴場の定義を満たしている施設については課税免除とする。

千畑町・六郷町・仙南村

9 一般職の職員の仕事の取扱い

一般職の職員の仕事の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の仕事の処遇の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の仕事の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、合併後に給与の格差の調整を行う。

10 特別職の職員の仕事の取扱い

特別職の職員の仕事の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。
法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては、新町において設置する。
- (2) 特別職の職員の仕事の報酬については、現行の報酬額及び同規模の団体の報酬額を参考として合併時までに調整する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。

12 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮する。
- (2) 新町の組織・機構の整備方針については、次のとおりとする。
 - ① 住民が利用しやすく、住民の声を反映することができる組織・機構
 - ② 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
 - ③ 新町建設計画が円滑に遂行できる組織・機構
 - ④ 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおりとする。

- (1) 一部事務組合については、3町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し新町において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 事務の委託については、3町村は合併の日の前日をもって委託を廃し、新町において合併の日に新たに事務を委託する。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 手数料については、合併時に統一する。
- (2) 道路占有料については、合併時に仙南村の例により調整する。
- (3) 公営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとする。
- (4) 各種施設の使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似施設については合併時までに調整する。
- (5) 保育園の保育料については、平成17年度から統一する。
- (6) 幼稚園の授業料等については、平成17年度から統一する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 2町村以上で同一あるいは同種の団体は、平成17年度までに統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に一定の期間を要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 2町村以上で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、団体統合の推移及び事業の効率化等を考慮し調整を図る。
- (2) 特定の町村のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、活動内容等を踏まえ新町において調整を図る。
- (3) 2町村以上で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度の統一化・効率化に向けて調整を図る。
- (4) 特定の町村のみで実施している事業に対する補助金等は、活動内容等を踏まえ、新町に移行後取扱いについて調整を図る。

17 字名の取扱い

字名の取扱いについては、現行を基本とし調整を図る。

18 慣行の取扱い

新町の町章、町の花・木・鳥、町民憲章、町旗、町民歌、キャッチフレーズ、宣言については、新町において検討のうえ定める。

19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険税は平成17年度から統一のうえ課税する。
- (2) 国民健康保険税の納期については、平成17年度から7期とし最終納期を1月末とする。
- (3) 国民健康保険財政調整基金については、全て新町に引き継ぐものとする。
- (4) 国民健康保険高額療養費貸付基金については、現行基金の合計額内とし合併時に調整する。
- (5) 保険給付については、葬祭費を除き現行のとおりとする。
- (6) 葬祭費については仙南村の例とする。
- (7) 人間ドック受診補助については仙南村の例とする。

(8) 無受診世帯表彰については、合併時までに調整する。

20 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併後も現行のとおりに大曲仙北広域市町村圏組合で実施する。

21 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 消防団組織は合併時に統合再編する。
- (2) 消防団員の定数については、3町村の定数の合計数とする。
- (3) 消防団員の定年については、合併時までに調整する。

22 行政区の取扱い

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 行政区については、合併時までに調整を図るとともに、新町においても調整に努める。
- (2) 行政協力員(嘱託員)の職務等については、平成17年度までに調整する。

23 諮問機関の取扱い

諮問機関の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 法令により設置を定めている機関は、合併時に設置する。
- (2) 法令により設置することができる機関は、合併時までに調整し、必要のあるものについては新町において設置する。
- (3) 法令により特設の定めがない機関についても、合併時までに調整し、必要のあるものについては新町において設置する。

24 水道関係事業の取扱い

水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 簡易水道料金及び加入者負担金については、当分の間現行のとおりにし、新町において段階的に調整を図る。
- (2) 公共下水道の使用料及び受益者負担金については、現行のとおりにする。
- (3) 農業集落排水の使用料及び受益者負担金については、当分の間現行のとおりにし、新町において段階的に調整を図る。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、平成17年度から千知町の例とする。

25 各種事務事業の取扱い

25-1 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統合を図り、合併時に稼働できるように調整する。

25-2 広報広聴

広報広聴の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 広報紙については、新町においても毎月発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。

(2) お知らせ版の発行については、月2回の発行とする。

(3) その他の広報広聴に関する事項については、新町において調整する。

25-3 友好都市・地域間交流事業

友好都市及び地域間交流事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。

25-4 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企業誘致事業については、合併後六郷町の例により調整する。
- (2) 中小企業振興資金融資制度については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- (3) 観光イベント及びPR事業については、合併後も実施する。

25-5 地域振興事業

地域振興事業については、新町において地域住民の自主的な活動の推進や交流を図る事業の実施に努める。

25-6 納税関係

納税関係の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 減免については、3町村に差異がないため現行のとおりにする。
- (2) 納期前納付報奨金については、仙南村の例とする。

25-7 交通関係事業

交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 交通安全対策事業については、合併時に統一する。
- (2) 交通指導隊は、合併時に統合する。

25-8 消防防災事業

消防防災事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 防災会議については、合併時までに調整のうえ統合再編する。
- (2) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。
- (3) 災害対策本部組織については、合併時までに調整のうえ統合再編する。

25-9 生活環境事業

生活環境事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。
- (2) 生ゴミ処理機購入に対する補助を、平成17年度から仙南村の例により実施する。
- (3) 合併後、公共施設のISO14001認証取得の拡充を図る。
- (4) 犬の登録事務については、現行のとおりにする。

25-10 障害者福祉事業

障害者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県の福祉制度に関連する事業については、現行のとおりにする。

- (2) 町村単独事業については、平成17年度までに統一する。
- (3) 障害者福祉計画については、新町において策定する。

25-11 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県の福祉制度に関連する事業については、平成17年度までに統一する。
- (2) 町村単独事業については、平成17年度までに統一する。
- (3) 老人保健福祉計画については、新町において策定する。

25-12 児童福祉事業

児童福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 児童手当については、現行のとおりとする。
- (2) すこやか子育て支援事業については、現行のとおり実施する。
- (3) 延長保育については、平成17年度から六郷町の例により実施する。
- (4) 緊急一時保育については、平成17年度から統一し実施する。
- (5) 放課後児童健全育成事業については、平成17年度から統一し実施する。
- (6) 次世代育成支援対策のための地域行動計画については、平成16年度中に策定する。

25-13 その他の福祉事業

その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が実施する事業に関連する事務については、現行のとおりとする。
- (2) 町村単独事業については、平成17年度までに統一する。

25-14 保健衛生事業

保健衛生事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 予防接種事業については、現行内容を基準に新町において調整し実施する。
- (2) 各種検診事業については、現行内容を基準に新町において調整し実施する。
- (3) 母子保健事業については、現行内容を基準に新町において調整し実施する。

25-15 農林関係事業

農林関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 農業振興地域整備計画については、新町において策定する。
- (2) 農業融資制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 生産調整関係事業については、合併時までに調整する。
- (4) 地域振興作物は、3町村で定めたものを新町において対象とする。
- (5) 森林整備計画については、新町において策定する。
- (6) 林務関係事業は、現行内容を基準に新町において調整する。
- (7) 家畜防疫対策事業については、平成17年度から千畑町の例により実施する。
- (8) 土地改良事業については、新町においても引き続き実施する。なお、継続して行う土地改良事業の補助率については、現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。

25-16 都市計画関係事業

都市計画区域マスタープランについては、新町において新たに策定し、都市計画区域については、合併後見直しを図る。

25-17 建設関係事業

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 町村道については、新町において路線の認定を行う。また、道水路については適正な維持管理に努める。
- (2) 災害復旧事業については、現行のとおりとする。
- (3) 公営住宅については、安定した住宅供給に資するよう整備に努める。

25-18 学校の通学区域

小中学校の通学区域については、児童生徒の状況等を考慮のうえ平成17年度までに調整する。

25-19 学校教育事業

学校教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 遠距離通学対策については、通学区域の調整とあわせて検討する。
- (2) 奨学資金制度については、千畑町、六郷町の例により平成17年度から統一する。

25-20 社会教育事業

社会教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公民館主催事業については、平成17年度までに調整する。
- (2) 成人式は平成17年度から統一開催する。
- (3) 3町村の図書館・図書室は相互に連携する。なお、開館時間、休館日、蔵書の貸出期間等は合併時から統一する。

25-21 その他の事業

その他の事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 情報公開制度については、千畑町の例とする。
- (2) 除雪実施体制については、当分の間、現行のとおりとし、新町において段階的に統合を図る。出勤基準、出勤判断、出勤時間等については、合併時までに統一する。
- (3) 幼稚園児、保育園児は原則としてバス通園できるよう調整する。

26 新町建設計画

新町建設計画は、別添のとおりとする。

調印書

特別立会人

千畑町、六郷町、仙南村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年
法律第6号）第3条第1項の規定に基づく千畑町・六郷町・仙南村合
併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

秋田県知事

寺田典城

平成16年2月20日

千畑町長

森嶋長右門



六郷町長

坂本茂弘



仙南村長

松田知己



立 会 人

合併協議会委員

藤田 昭子

合併協議会委員

後 松 一 成

合併協議会委員

大 久 保 伸 一

合併協議会委員

泉 本 理 毅 男

合併協議会委員

飛 澤 龍 右 門

合併協議会委員

高 柳 照 見

合併協議会委員

熊 谷 良 天

合併協議会委員

石 田 靖 子

合併協議会委員

鶴 谷 三 郎

合併協議会委員

中 田 龍 雄

合併協議会委員

道 藤 敏 美

合併協議会委員

小 西 玄 次 郎

合併協議会委員

佐 々 木 順 吉

合併協議会委員

橋 本 智 登 世

合併協議会委員

佐 藤 時 夫

合併協議会委員

高 橋 勝 弘

合併協議会委員

伊 藤 光 明

合併協議会委員

高 橋 正 治

合併協議会委員

鈴 木 峰 晴